

# 青森県報

号外第二十四号

令和二年  
三月二十七日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境保全課) ……一
- 青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一
- 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……二
- 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 訓 令
- 青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……五
- 告 示
- 浄化槽管理士に受けさせる浄化槽の保守点検の業務に関する研修……………(環境保全課) ……五

## 規 則

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十三号

#### 青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十一年七月青森県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 登録の有効期間中における条例第十二条第二項に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修の受講計画を記載した書面

第四条第四号中「浄化槽管理士免状の写し」の下に「並びに前条第四号の書面」を加える。

第十条第十号中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「ちよう付されて」を「貼付されて」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(浄化槽の保守点検の業務に関する研修)

第七条 条例第十二条第二項の規定による浄化槽の保守点検の業務に関する研修の受講は、登録の有効期間につき一回以上知事が告示で定める研修を受けさせるものとする。

第一号様式中「第10条」を「第11条」に、「青森県収入証紙ちよう付欄」を「青森県収入証紙貼付欄」に改める。

第二号様式から第九号様式までの規定中「第10条」を「第11条」に改める。

第十号様式中「第10条」を「第11条」に、「写真ちよう付欄」を「写真貼付欄」に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十四号

#### 青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

青森県食品衛生法施行細則（昭和四十八年五月青森県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（誓約書）

第三条の二 条例第八条第一項ただし書に規定する知事が特別の事情があると認めるときは、誓約書（第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。

第三号様式中「下びい」を「ください」に、

認定収入月額	円	合計所得金額	円	合計控除金額	円
認定収入月額	円	合計所得金額	円	合計控除金額	円
保証極度額（入居の承認を受けた時の入居決定者の家賃月額額の8月分に相当する額に15万円（原状回復費用）を加えて得た額）					

同様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式の2（第3条の2関係）

青森県知事 殿

現住所

入居決定者氏名

誓 約 書

このたび、下記県営住宅の入居の承認を受けましたが、住宅の使用に当たっては、公営住宅法及び同法に基づき命令並びに青森県県営住宅条例及び青森県県営住宅規則を遵守します。

記

団 地 名	棟 号
住 宅 の 番 号	号
県 営 住 宅 所 在 地	

私は、上記県営住宅の入居決定者の住宅使用に係る緊急連絡先となり、火災、漏水事故、安否確認等の緊急時に対応します。

緊急連絡先

現住所

氏 名

勤務先

電話番号（自宅）

（勤務先）

入居決定者との関係

注 1 家賃債務保証業者による家賃の支払に係る債務の保証を受けていることを証する書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

現住所  
入居決定者氏名 ㊦

請 書

このたび、下記県営住宅の入居の承認を受けましたが、住宅の使用に当たっては、公営住宅法及び同法に基づく命令並びに青森県営住宅条例及び青森県営住宅規則を遵守します。

また、連帯保証人に対して履行の請求がなされた場合及び連帯保証人が債務を承認した場合には、入居決定者に対してもその効力を生ずるものとし、入居決定者(私)及び連帯保証人は、このことについて承諾します。

記

団 地 名	棟 号
住 宅 の 番 号	
県 営 住 宅 所 在 地	

私は、上記県営住宅の入居決定者 の連帯保証人として、入居決定者

の住宅使用に係る家賃その他の債務について入居決定者と連帯して履行します。

連帯保証人 現住所

氏名 ㊦

勤務先

電話番号(自宅)

(勤務先)

入居決定者との関係

保証極度額(入居の承認を受けた時の入居決定者の

家賃月額)の8月分に相当する額に15万円(原状回

復費用)を加えて得た額) 円

注 1 連帯保証人の印は、印鑑登録済みのものとし、印鑑証明書を添付すること。

2 連帯保証人が県外に居住する者である場合にあつては、入居決定者の三親等以内の親族であることを証する書類(例:戸籍簿本)を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

「旧保証人

住所氏名

住所氏名

住所氏名

新保証人

住所氏名

住所氏名

勤務先電話番号(自宅)

(勤務先)

第五号様式中

勤務先電話番号(自宅)

を

住所氏名

住所氏名

勤務先電話番号(自宅)

(勤務先)

「(勤務先)」

「旧保証人

住所氏名

住所氏名

住所氏名

勤務先電話番号(自宅)

(勤務先)

「(勤務先)」

に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一南桜川団地の項を削る。

別表第二南桜川団地の項を削る。

第三号様式中

敷	金	円
敷	金	円
保証極度額（入居の承認を受けた時の入居決定者の家賃月額 の 8 月分に相当する額に 1 5 万円（原状回復費用）を加 えて得た額）		円

第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 6 条関係）

青森県知事 殿

年 月 日

現住所  
入居決定者氏名

印

請 書

このたび、下記特定公共賃貸住宅の入居の承認を受けましたが、住宅の使用に当たっては、青森県特定公共賃貸住宅条例及び青森県特定公共賃貸住宅規則を遵守します。また、連帯保証人に対して履行の請求がなされた場合及び連帯保証人が債務を承認した場合には、入居決定者に対してもその効力を生ずるものとし、入居決定者（私）及び連帯保証人は、このことについて承諾します。

記

団 地 名	棟 号
住 宅 の 番 号	号
特定公共賃貸住宅所在地	

私は、上記特定公共賃貸住宅の入居決定者 の連帯保証人として、入居決定者の住宅使用に係る家賃その他の債務について入居決定者と連帯して履行します。

連帯保証人 現住所

印

氏名

勤務先

電話番号（自宅）

（勤務先）

入居決定者との関係

保証極度額（入居の承認を受けた時の入居決定者の家賃月額  
の 8 月分に相当する額に 1 5 万円（原状回復費用）を加えて得た額） 円

- 注
- 1 連帯保証人の印は、印鑑登録済みのものとし、印鑑証明書を添付すること。
  - 2 連帯保証人が県外に居住する者である場合にあつては、入居決定者の三親等以内の親族であることを証する書類（例：戸籍謄本）を添付すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

「旧保証人

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

勤務先

電話番号

(自宅)

(勤務先)

を

第五号様式中

勤務先

電話番号

(自宅)

(勤務先)

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

勤務先

電話番号

(自宅)

(勤務先)

訓

令

青森県訓令甲第四号

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一南桜川団地の項を削る改正規定及び別表第二南桜川団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

に改める。

「旧保証人

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

勤務先

電話番号

(自宅)

(勤務先)

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第三条中「者は、」を「者（」に、「第二条」を「第二条ただし書に規定する者を除く。）は、同条本文」に改める。

第四条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、

同条第三項中「は、次の各号のいずれかとする」を「の割振りについては、総務部長が別に定める」に改め、同項各号を削り、同条第四項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百五十二号

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十一年七月青森県規則第四十号）第七条の規定により、浄化槽管理士に受けさせる浄化槽の保守点検の業務に関する研修を次のとおり定める。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般社団法人青森県浄化槽検査センターが行う浄化槽の保守点検の業務に関する研修

二 前号の研修に相当するものとして知事が適当と認める研修

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭